**平成２２年（フ）第５４８号**
広島市南区青崎１丁目８番15―305号
債務者　渡部　英国
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第５７１号**
広島市安佐南区沼田町大字伴3469番地３101号
債務者　釘貫　千景
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６１２号**
広島市安佐北区三入南１丁目６番22―７―202号
債務者　次郎垣内勝
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６２８号**
広島市中区舟入南５丁目５番23―502号
債務者　青木　範政
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６４１号**
広島市西区己斐大迫２丁目７番８号
債務者　ＯＳＣ24こと　小野田昭義
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６４４号**
広島市東区馬木４丁目2131番地　グランドール土井田Ｂ―101
債務者　丸亀由加里
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１７６号**
愛媛県東温市南方1902番地７　第２井上ハイツ103号
債務者　岡本　宗一
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
松山地方裁判所

**平成２２年（フ）第５７号**
福岡県飯塚市中475番地３　石川アパート
債務者　柴田　孝博
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２２年（フ）第１１８号**
福岡県久留米市城島町城島537番地　吉原住宅２号
債務者　浦川　明美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第１４７号**
福岡県久留米市田主丸町鷹取648番地
債務者　永淵　幸江
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第１５４号**
福岡県うきは市吉井町1002番地42
債務者　伊藤　敦子（旧姓満崎）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２２年（フ）第２５号**
宮崎県都城市都北町5050番地１
債務者　税所　　泉
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第２６号**
宮崎県都城市都北町5050番地１
債務者　税所　眞弓
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第７５号**
宮崎県都城市千町4858番地３
債務者　池田　秀人
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第７４号**
鹿児島県伊佐市大口下殿116番地
債務者　三上　義弘
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第７５号**
鹿児島県霧島市隼人町見次289番地１サンシティ虎305号
債務者　今村　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第７８号**
鹿児島県姶良市平松6266番地５
債務者　福村千津子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第８２号**
鹿児島県伊佐市大口里549番地１
債務者　吉永健太郎
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係